

協同農業普及事業交付金（継続）

1．目的

農業改良助長法に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、都道府県が農林水産省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、国は都道府県に対し協同農業普及事業交付金を交付する。

2．事業の内容（対象経費）

- (1) 普及指導員の設置
- (2) 普及指導員の活動
- (3) 普及指導センターの運営
- (4) 普及指導協力委員の活動
- (5) 農業者研修教育施設の運営
- (6) 普及指導員の研修
- (7) 農村青少年団体の指導者育成

3．経緯

当該予算は、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)に基づく法律補助であり、昭和51年度までは農業改良普及事業費補助金、農業改良助長法の改正により昭和52年度から協同農業普及事業負担金となった。

また、農業改良助長法の改正により、昭和58年度からは都道府県の自主性の発揮を促進するとともに、協同農業普及事業の効率的、弾力的な運営を図る見地から、従来の個別経費の積み上げによる定率負担金から、その基礎的な部分については、標準、定額による協同農業普及事業交付金とされた。

さらに、平成6年度において、蚕糸業に関する普及事業が協同農業普及事業に統合された。

4．事業実施主体 都道府県

5．補助率 定額

6．平成18年度概算決定額 3,597,308(21,812,440)千円

7．関係法令 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)

【経営局 普及・女性課】